

水道メーター交換のお知らせ

水道メーターは計量法に基づき有効期限が8年と定められております。

そこで、現在皆様のお宅に設置されております水道メーターについて、今回満期となる使用者を対象に交換作業を行いますので、町民の皆様にはご協力お願い申し上げます。

なお、対象となる方には後日工事を担当する業者が文書にてお知らせいたします。

■交換期間■

第1期 令和3年 7月16日(金)~ 7月25日(日)

第2期 令和3年 8月11日(水)~ 8月24日(火)

第3期 令和3年 9月11日(土)~ 9月23日(木)

第4期 令和3年 10月11日(月)~10月24日(日)

■交換費用■

水道メーターは町からの貸与品ですので、交換費用は無料です。

ただし、本管より引込した配管はお客様の個人資産ですので、<u>メーター廻りのボックス</u> や配管及び止水栓が老朽化していた場合は、**交換費用を負担**していただく場合がございます。

■交換作業者■

東北町から委託を受けた「協同組合東北町管工事協会加盟店」が該当のご家庭に伺い作業をします。

■お願い事項■ 都合の悪い日時がありましたら事前にお知らせください。

- ① 交換の際は皆様の敷地に入らせて頂きます。
- ② ご不在の場合でも、交換作業に入らせて頂きます。
- ③ 交換作業は短時間で終了いたしますが、作業中は断水いたします。
- ④ 水道メーターが入っているボックスの上に荷物等がある場合は片づけをお願いいたします。
- ⑤ 大等はメーターボックスから離れた場所につないで下さい。
- ⑥ メーターボックス付近は庭木などで覆われないようにしてください。
- ⑦ 交換作業後、空気・アカ水などが蛇口から出る場合には、浄水器などが付いていない蛇口から水を1~2分程度水を出し続けてください。
- ⑧ 遠隔式は地上 150cm 程度の住宅の外壁等にメーターを貼り付けます。

外壁に張り付けてほしくない等の要望は担当工事店 または協同組合東北町管工事協会までご連絡ください。

【問い合わせ先】

協同組合東北町管工事協会

₹039-2663

青森県上北郡東北町字舘花 26-2

TEL: 090-7071-1308 (事務所移転のため固定電話設置申請中